

各市町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

医療従事者等の先行接種対象者の判別及び接種結果のVRS登録機能の実装並びに要配慮者の判別のためのVRS登録機能の実装について

高齢者向けワクチン接種が開始されて以降、各自治体におかれましては、ワクチン接種記録システム（VRS）に関して、タブレット端末による接種券読み取り等の多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

4月28日に発出しました事務連絡「医療従事者等の先行接種対象者のVRS登録方法について」において、登録開始時期を改めてご連絡することとしておりました。5月28日以降の見込みとお伝えしておりましたが、5月25日より対応可能となりましたのでご連絡申し上げます。

また、それに合わせまして、住民基本台帳等の自治体システムにおいて、住所地情報に一定の配慮が為されている方（以下、要配慮者）を判別できるようVRSの登録機能を実装しました。

下記内容を御確認いただき、医療従事者等の先行接種対象者（以下、先行接種対象者）及び要配慮者のVRSへの登録を進めていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

情報政策部局ご担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願い致します。

記

1. 先行接種対象者の判別及び接種結果の登録について

① 登録の対象

先行接種対象者として、「接種券付き予診票」（※）でワクチン接種をした方が対象となります。

なお、一部、高齢者施設従事者等で「接種券付き予診票」が発行されているもののそれを使用せず、通常の接種券でワクチン接種をした場合は対象となりませんのでご注意ください。

※ 接種券付き予診票とは、接種券が印刷された予診票で先行接種対象者がワクチンを接種する際に使用するものです。

② 登録方法

登録の際は、事前に「接種券付き予診票」が手元に届いてから対応してください。住民票所在地の市町村に届きます。

i) 接種対象者登録がされていない場合は、接種対象者登録を行う。

ii) VRS「照会・補正」メニューの補正機能で一件ずつ登録。

iii) VRS「データ登録」メニューの予診票・予防接種台帳データ一括登録でまとめて登録

※ 登録方法の詳細は別添「先行接種対象者及び要配慮者の登録方法」をご参照ください。

③ 登録開始時期

5月25日以降、別添「先行接種対象者及び要配慮者の登録方法」をご参照いただきながら、VRSへの登録を順次進めていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 要配慮者判別のための登録について

① 登録の対象

要配慮者として、住民基本台帳等の自治体システムにおいて住所地情報の扱いに一定の配慮が為されている方が対象となります。

② 登録方法

上記、1. ②登録方法に同じ。

③ 登録開始時期

上記、1. ③登録開始時期と同じ。

※要配慮者登録はなるべく登録頂くようお願いしておりますが、各自治体の運用等により登録がされていない場合もございます。そのため、転入時に当該者の接種結果の照会を行った際、当該者に要配慮者としての表示がされていない場合でも、要配慮者でないと断定するものではございませんのでご注意ください。

(以上)

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
（山下・市川・小泉）

電話番号：03-3581-3484

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp